

## 「選挙運動って何？」の内容の正誤について

平成31年2月13日  
大分県選挙管理委員会

公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以降に告示される選挙から、**都道府県議会議員の選挙及び市議会議員の選挙**において、**選挙運動用ビラの頒布**ができるようになります。

それに伴い、大分県選挙管理委員会発行の「**選挙運動って何？**（平成29年2月発行）」に下記のとおり**修正**がありますので、ご利用の際はご注意ください。

### 【3ページの表】

#### 「選挙運動用ビラ（法第142条）」の「主な方法」

誤	正
国会議員、知事及び市町村長の選挙についてのみ認められている。（ただし、参議院選挙の政党ビラは不可）	<b>国会議員、知事、都道府県議会議員、市町村長及び市議会議員の選挙で認められている。（ただし、参議院議員選挙の政党ビラは不可）</b>

### 【13ページの「選挙制度比較表」】

#### 「大分県議会議員」の「選挙運動用ビラ」

誤	正
使用できない	<b>29.7cm×21cm 以内（A4版） 16,000 枚 （2種類以内）</b>

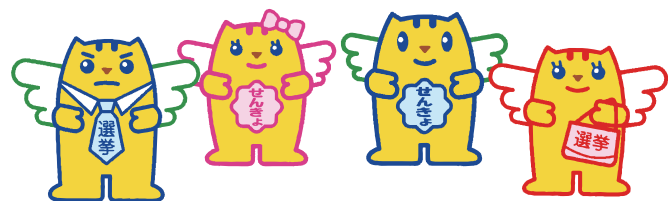
#### 「市長 市議会議員」の「選挙運動用ビラ」

誤	正
29.7cm×21cm 以内（A4版） 長 16,000 枚 （2種類以内） 議員 使用できない	<b>29.7cm×21cm 以内（A4版） 長 16,000 枚 議員 4,000 枚 （長・議員ともに2種類以内）</b>

# 選挙運動って何？

～知っておきたい選挙運動・政治活動～

選挙運動  
について  
これだけは  
知っておこう！



編集・発行 平成29年2月

## 大分県選挙管理委員会

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

TEL番号 097-506-2412

FAX番号 097-506-1720

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/senkyo/>

大分県選挙管理委員会



# ● 選挙運動と政治活動について ●

『**選挙運動**』とは、「特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、直接又は間接に働きかける必要かつ有利な行為をすること。」とされています。

『**政治活動**』とは、「政治上の主義政策を推進し、支持し、若しくは反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的として行う一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。」をいいます。

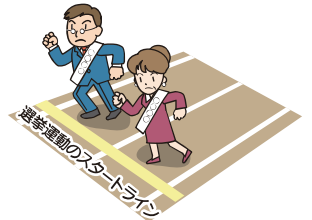
(注)この冊子では、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。)が適用される、衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議員及び長の選挙について、発行時点の法令に基づいて解説しています。

## ● 選挙運動 ●

### 1 選挙運動の期間

#### ① 選挙運動はいつからいつまでできるの？

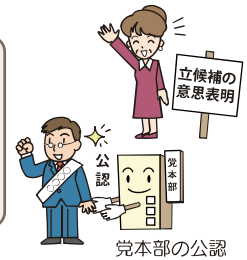
選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、投票日の前日までの間に限り行うことができます。したがって、立候補届出前は全ての選挙運動(いわゆる事前運動)が禁止されています。



#### ② 立候補の準備としてどんなことができるの？

立候補届出前であっても、次のような立候補の準備行為、選挙運動の準備行為及び政治活動(P7～P10の政治活動を参照)などは原則として事前運動には当たらず、認められています。

- (例) **立候補の準備行為**・・・ 政党の公認を求める行為、候補者選考会・推薦会の開催、供託物を供託する行為など
- 選挙運動の準備行為**・・・ 選挙事務所・自動車の借り入れの内交渉、選挙運動ポスターの印刷行為、選挙公報・政見放送の原稿作成行為など



### 2 選挙運動の方法

#### ① 選挙運動ができない、または選挙運動が制限される人はどんな人？

**選挙運動ができない人**  
(法第135条)  
(法第136条)  
(法第137条の2)  
(法第137条の3)

選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長)、特定公務員(選挙管理委員会の委員・職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税吏員)、18歳未満の者、選挙犯罪により選挙権・被選挙権を持たない者は選挙運動ができません。

**選挙運動が制限される人**  
(法第135条)  
(法第136条の2)  
(法第137条)

公務員\*、独立行政法人などの役職員、教育者など及び不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

\*一般職だけではなく、自治委員などの特別職も対象になります。また、職によっては 地方公務員法や民生委員法など他の法令によっても政治的行為が規制されています。

## ② 選挙運動期間中、どのようなことが禁止されているの？

主に次のような行為が禁止されます。

禁止される選挙運動	禁止される具体的な行為の例
戸別訪問 (法第138条)	投票依頼などの選挙運動の目的で、戸別に有権者の家や会社・工場などを訪問すること
飲食物の提供 (法第139条)	いかなる名義をもって行うを問わず、選挙運動に関し飲食物を提供することは、次の①又は②に該当する場合を除き、禁止されています。 ①湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供する場合 ②選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、一定の額の範囲内(現行1人1食1,000円以内)の弁当を一定の数の範囲内で選挙事務所において食事をするため又は携行するために選挙事務所において提供する場合  候補者が選挙運動員に対し慰労目的で飲食物を提供したり、第三者が陣中見舞いとして飲食物を提供することは禁止されています。  法第197条の2(実費弁償)の規定では、当該選挙を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、選挙運動に従事する者に対しては、弁当料の実費弁償によることも可能であるとしています。
買収・供応 (法第221条)	特定候補者の選挙運動の目的で、有権者に対し金銭や物品を与えたり、供応接待(酒食の供与、温泉への招待等により相手方に慰安快楽を与えること)などの行為をすること
署名運動 (法第138条の2)	選挙に関して、特定の人に投票するように、又は投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動をすること
人気投票の公表 (法第138条の3)	公職につくべき者を予想する人気投票の経過、又は結果を公表すること
氣勢を張る行為 (法第140条)	選挙運動のための自動車をつらねたり、隊列を組んで往来するなど氣勢をはる行為をすること
あいさつを目的とする 有料広告 (法第152条)	主としてあいさつを目的とした広告(年賀、暑中見舞い、慶弔、激励、感謝など)を新聞、雑誌、ピラ、テレビ、ラジオ等により有料で行うこと

選挙後は次の行為も禁じられています。

選挙期日後のあいさつ 行為 (法第178条)	選挙後に、当選又は落選に関し選挙人にあいさつをする目的で、当選祝賀会その他これに類する集会を開催したり、選挙人を戸別に訪問をする、新聞・雑誌などによりあいさつを行う、文書など(自筆の信書などを除く)を頒布・掲示すること
------------------------------	---



戸別訪問の禁止



飲食物の提供禁止



買収やもてなしの禁止



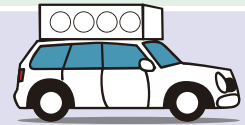
選挙後のあいさつ行為の禁止



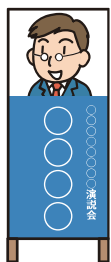
### ③ どのような選挙運動ができるの？(文書図画編)

候補者のできる文書・図画による主な選挙運動は次のものです。規格、数量、使用方法などに制限があります。(詳細はP13「選挙制度比較表」を参照)

選挙運動	主な内容
選挙運動用通常葉書 (法第142条)	郵便局による「選挙用」の表示が必要であり、選挙の種類により枚数制限が異なる。
選挙運動用ピラ (法第142条)	国会議員、知事及び市町村長の選挙についてのみ認められている。(ただし、参議院選挙の政党ピラは不可)
新聞広告 (法第149条)	公職の候補者は、選挙に関して広告することができる。選挙毎に回数、規格の制限がある。
パンフレット (法第142条の2)	政党等(※)は、衆議院及び参議院の選挙に限り、パンフレット又は書籍を頒布することができる。
選挙公報 (法第167条) (法第172条の2)	衆議院、参議院及び都道府県知事の選挙に関し、候補者の氏名、経歴、政見等を記載し発行する。選挙管理委員会が発行し、有権者がいる世帯に配布される。(県議会議員及び市町村の選挙では条例による。)
選挙事務所の看板類 (法第143条)	選挙事務所ごとに、ちょうちんは1個。立札・看板の類を通じて3個まで。規格の制限がある。
選挙運動用自動車の看板類 (法第143条)	ちょうちんは1個。ポスター、立札及び看板の類は数の制限はないが、規格の制限がある。
候補者が着用するもの (法第143条)	胸章、腕章及びたすきの使用ができる。候補者が着用する限り、数、規格の制限はない。(社会通念上、胸章及び腕章と認められる程度の大きさ)
選挙運動用ポスター (法第143条)	一部の選挙を除き公営ポスター掲示場に掲示。枚数、規格、掲示方法の制限がある。
個人演説会告知用ポスター (法第143条)	衆議院小選挙区、参議院選挙区及び知事選挙のみ掲示できる。演説会の日時・場所を必ず記載し、掲示は公営のポスター掲示場に限定。選挙運動用ポスターとあわせて作成することができる。
演説会場において演説開催中に使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板 (法第143条)	屋内の演説会場内はポスター、立札、看板の類の数については制限はないが、ちょうちんは1個に限られる。なお、演説会場外に掲示できるポスター、立札及び看板の総数及び規格の制限がある。



(※)ここでは、政党等とは、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党及び参議院名簿届出政党等をさす。



看板・立札



たすき



選挙運動用ポスター

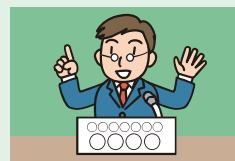


演説会

#### ④ どのような選挙運動ができるの？(言論編)

言論による選挙運動として、主に次のような選挙運動が認められていますが、一部方法、時間などに制限があります。

選挙運動	主な内容
個人演説会 (法第161条)	政見の発表や投票依頼のため有権者を参集させ、候補者個人が自ら開催する演説会。開催回数は自由。会場外の立札・看板類の数や規格などに制限がある。
政党演説会 (法第161条)	衆議院小選挙区において候補者届出政党が開催する演説会
政党等演説会 (法第161条)	衆議院比例代表において衆議院名簿届出政党等が開催する演説会
街頭演説 (法第164条の5) (法第164条の6) (法第166条)	午前8時から午後8時まで街頭で演説することができる。選挙管理委員会交付の標旗を掲出し選挙運動従事者は腕章を着用する。走行・歩行演説は禁止されている。公共施設、鉄道敷地内、病院等では演説できない。
連呼行為 (法第140条の2)	選挙運動自動車の上(午前8時から午後8時まで可能である)、街頭演説及び演説会場の場所に限る。学校や病院等の周辺では静穏を保持する必要がある。
政見放送 (法第150条)	候補者の政見や主張をテレビやラジオで放送する。衆議院議員選挙(小選挙区(候補者届出政党のみ)、比例代表)、参議院議員選挙(選挙区、比例代表)、都道府県知事選挙で実施
経歴放送 (法第151条)	テレビやラジオを通じて、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送する。衆議院議員選挙(小選挙区)、参議院議員選挙(選挙区)、都道府県知事選挙で実施



#### ⑤ 選挙運動期間中、自由に行える選挙運動はないのかな？

次のような選挙運動は自由に行うことができます。



電話により投票を依頼すること



会社や工場などの休み時間に、たまたまそこに集まっている人を対象に演説すること(ただし、戸別に訪問して政党その他政治団体の名称を言い歩く行為は戸別訪問に該当し違法です。)



たまたま会った人に投票を依頼すること(個々面接)



### 3 主な選挙違反

#### ① 買収(法第221条)

選挙犯罪の中で大部分を占める犯罪であり、当選を得又は得しめない目的で、選挙人に対して、金銭・物品その他財産上の利益若しくは公私の職務の供与などを行う行為のことをいいます。[3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金]

#### ② 運動員買収(法第221条)

選挙運動に関わる者は、法第197条の2において、

選挙運動に従事する者	実費弁償のみが認められ報酬が支給できない。
選挙運動のために使用する労務者	立候補準備及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務(ポスター貼り、選挙運動用通常葉書宛名書き、看板の運搬、自動車の運転等)を行う者で、実費弁償及び報酬の支給ができる。
選挙運動のために使用する事務員	選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者(総括主宰者、出納責任者等選挙運動の枢機に参画するような者や親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者を除く。)であり、実費弁償及び報酬の支給ができる。(※)
専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者	選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者には実費弁償及び報酬の支給ができる。(※)
専ら手話通訳のために使用する者	専ら手話通訳による選挙運動を行うことを本務として雇用された者には実費弁償及び報酬の支給ができる。(※)
専ら要約筆記のために使用する者	専ら要約筆記による選挙運動を行うことを本務として雇用された者には実費弁償及び報酬の支給ができる。(※)

と区別されています。

※ 報酬の支給を受けることができる者はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た者であり、あらかじめ届出がなされていない者に対する報酬の支給や、事務員として届出がなされている場合であっても事務員等の域を超えて選挙運動を行った場合には、本来の選挙運動に従事する者として取り扱われることから、報酬の支給は違法となります。

#### 連座制(法第251条の2、251条の3)

選挙運動の総括主宰者、出納責任者、親族、秘書などが買収罪等の選挙犯罪を犯し、刑に処せられた場合、候補者の当選は無効となり、5年間同一の選挙において当該選挙区から立候補はできなくなります。

### ③ 飲食物の提供(法第139条、第243条)

何人も選挙運動に関し、いかなる名義を持ってするを問わず飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子、選挙運動に従事する者・選挙運動のために使用する労務者に対して一定の制限内で提供するものを除く。)を提供することはできません。[2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金]

### ④ 違法な文書図画(法第129条、第142条、第143条、第146条、第239条、第243条)

公職選挙法では、選挙時に選挙運動に関して使用できる文書図画が限定されており、それ以外のものは使用できません。

また、平常時において、表面上選挙運動のための文書の形式ではないものであっても、行為者の意思、頒布・掲示の時期、数量、地域などを総合的にみて実質的に特定候補者の当選を意図する文書図画である場合には、選挙運動のものであると認められ、事前運動として違法となる場合があります。[2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金(法第129条違反にあつては、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)]

### ⑤ 利害誘導(法第221条)

特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある団体(寺社、会社、学校、組合、市町村等)に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に犯罪が成立します。

○選挙運動に関しては、この他様々な規定やその例外が定められていますので、詳細については関係法令の条文等をご確認いただくとともに、県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会までお問い合わせください。



買取(現金・物品の供与)



飲食物の提供(陣中見舞)



あいさつを目的とした名刺広告



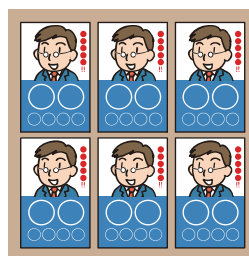
選挙運動期間中のあいさつ状



時局講演会ポスター  
(投票依頼の文言あり)



時局講演会ポスター  
(日時、場所なし)



大量に並べられたポスター

○選挙犯罪による選挙権及び被選挙権の停止

これらの選挙犯罪により処罰されると、公民権停止の対象となり、停止期間中は投票することも立候補することもできず、また選挙運動をすることもできません。



# 1. 政治活動の方法と規制

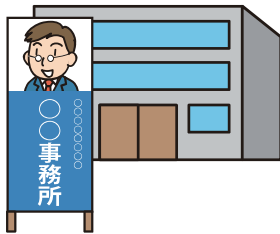
## ① 選挙が行われていない時でも政治活動の制限はあるの？

本来自由に行われるべきですが、立候補予定者の氏名を記したポスター看板が乱立するなどの問題が起こり、公職選挙法による規制が行われるようになりました。

平常時の政治活動においては、

- ①公職の候補者等の政治活動のために使用される候補者等の氏名又はその氏名が類推される様な事項を表示する文書・図画
- ②後援団体の政治活動のために使用される後援団体の名称を表示する文書・図画については、次に掲げるものに限り掲示することができます。

立札・看板の類	①掲示できる場所は、事務所などに限られる。②看板類の大きさ、数量の制限がある。③選挙管理委員会の交付する証票を貼付する。
ポスター(※)	①ベニヤ板等で裏打ちされていないもの ②表面に掲示責任者及び印刷者の氏名、住所が記載されているもの ③事務所や連絡所の表示がなされていないもの
演説会等の会場	政治活動のためにする演説会、講演会、研修会等の集会の会場において、演説会等の開催中に使用される文書・図画



事務所前の立看板



政治活動用ポスター



演説会

## ② インターネットを活用した政治活動はできるの？

平成25年の第23回参議院議員通常選挙からインターネットを利用した特定の選挙運動を行うことができます。

コンピューターのディスプレイ等へ表示された画像は、公職選挙法上の「文書図画」に当たるとされ、また、不特定多数の人が見られる状態にすることは「掲示」に当たり、不特定多数の人に発信到達させることは「頒布」に当たります。公職選挙法では、選挙運動にわたる政治活動は選挙運動期間中可能ですが、それ以外の期間は、投票依頼等の選挙運動にわたらない政治活動であれば可能です。



インターネット

### ③ 選挙運動期間中には、どのような政治活動が規制されるの？

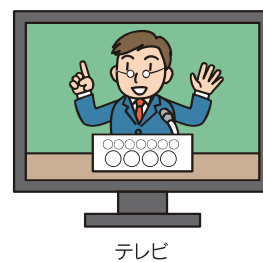
個人の純然たる政治活動については制限がありませんが、選挙の自由公正確保の観点から、政党やその他政治団体が行う政治活動については、一定の制限が設けられています。選挙期日の公示(告示)の日から投票日当日までの選挙時においては、政党やその他政治団体の政治活動は、選挙の種類により次のように規制されています。

選挙の種類	選挙期間中禁止される政治活動	備考
衆議院議員選挙 参議院議員選挙 県知事選挙 県議会議員選挙 市長選挙	①政談演説会の開催 ②街頭政談演説会の開催 ③政治活動用自動車(船舶)の使用 ④拡声器の使用 ⑤ポスターの掲示 ⑥立札・看板の掲示 ⑦ビラ類の頒布 ⑧選挙に関する報道評論を掲載した機関誌の頒布又は掲示 ⑨連呼行為 ⑩公共建物における文書図画の頒布 ⑪候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	①～⑩は、確認団体に限り一定の条件の下で行うことができます。 確認団体とは、一定の要件の下で総務大臣若しくは選挙管理委員会が確認書を交付した政党又は政治団体のことです。(※衆議院議員選挙には確認団体制度がありません。)
市議会議員選挙 町村長選挙 町村議会議員選挙	⑨連呼行為 ⑩公共建物における文書図画の頒布 ⑪候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	確認団体の制度はありません。上段の選挙と同時にされる場合は、①～⑧についても禁止されます。

これ以外の方法による政治活動は、自由に行うことができます。

### ④ 選挙運動期間中でも自由にできる政治活動はあるの？

上記③の選挙運動期間中に規制される政治活動以外の方法による政治活動、例えば、新聞又は雑誌による広告、テレビ、ラジオ等による政治活動などは、選挙運動期間や平常時を問わず、自由に行うことができます。



政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質を持った主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている。  
「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書(総務省)より

見る目

選ぶ目

確かな目



## 2. 文書図画の掲示に関する注意点

### ① 政治活動用ポスターの規制

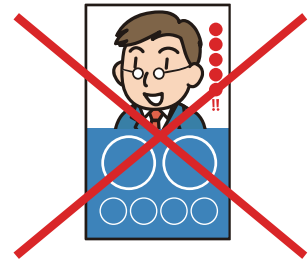
公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用ポスター並びに後援団体の名称を表示するポスターについては、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示した場合（いわゆる裏打ちポスター）、掲示した者は2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。



裏打ちされた  
政治活動用ポスター

### ② 選挙前の政治活動用ポスターの禁止期間

各選挙前の一定期間（下表参照）は、公職の候補者等（現職や客観的に立候補の意思を有しているものと認められる者も含みます。）の氏名（又は氏名が類推されるような事項）や後援団体の名称を表示した政治活動用ポスターを掲示することは、罰則をもって禁止されています（2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）。



掲示禁止期間中の  
政治活動用ポスター

〔公職の候補者等や後援団体の政治活動用ポスターが禁止される一定期間〕

選挙の種類	期 間
任期満了による選挙の場合	任期満了日の6か月前の日から選挙期日までの間
任期満了以外の選挙の場合	選挙事由発生の告示の翌日から選挙期日までの間
衆議院の解散の場合	解散の日の翌日から選挙期日までの間

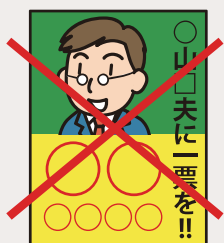
### ③ 事前運動のおそれがある政治活動用ポスター

上記禁止期間前に掲示された公職の候補者等や後援団体の政治活動用ポスターについても、その記載内容、掲示の態様等によっては、直接投票依頼の文言がなくても事前運動とみなされるおそれがあります。事前運動は罰則をもって禁止されていますので、十分な注意が必要です（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）。

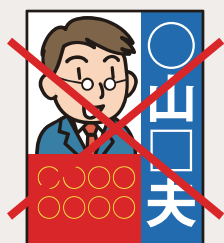
(例)

政治活動と選挙運動は区別されており、事前運動とみなされるおそれのある文書図画の一例は次のとおりです。

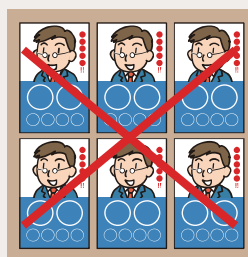
- 特定の選挙の立候補予定者である旨、特定選挙区の者である旨、政党等の公認である旨等を記載したもの
- 演説会等の開催予定が全くないもの
- 演説会等の開催予定日・場所からみて異常に早い時期又は異常に離れた場所に掲示されたもの
- 演説会等終了後も長期間にわたって掲示しておくもの
- ポスターの大きさが必要以上に大きいもの
- ポスターの掲示枚数が大量であるもの
- ポスターの掲示枚数、区域、時期を勘案して、立候補予定者の氏名の普及宣伝方法であると認められるもの



事前運動となる政治活動用ポスター  
(○山口夫に一票を)



候補者の写真や名前が  
ことさら大書されたポスター



大量に並べて張られた  
ポスター



巨大な事務所立札・看板  
(40cm×150cmを超えるもの)

#### ④ 事務所の立札・看板には規格があります。

- 1) 事務所を表示する立札及び看板については、候補者用及び後援団体用のものがありますが、事務所毎に候補者用、後援団体用それぞれ2以内しか設置することはできません。
- 2) 総数は、公職の種類毎に、以下のとおりとなっています。立札及び看板には1枚毎に選挙管理委員会が発行する証票を貼付する必要があります。また、証票には有効期限があります。

公職の種類	証票の交付限度枚数		証票交付窓口
	公職の候補者	後援団体	
衆議院議員(小選挙区選出)	10	15	県選挙管理委員会
参議院議員(選挙区選出)	12	18	県選挙管理委員会
県知事	12	18	県選挙管理委員会
県議会議員	6	6	県選挙管理委員会
市長、市議会議員	6	6	市選挙管理委員会
町村長、町村議会議員	4	4	町村選挙管理委員会

- 3) 規格は、縦150cm、横40cmを超えないもの(足の部分等も含む)。

※本県は3年ごと(参院選が執行される年)に更新が必要となります。



# 3. お金のかからない政治を目指して

～贈らない・求めない・受け取らない～

## ① 政治家は、選挙区内で寄附が出来ないと聞きましたが？

○政治家（公職の候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄附することは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除き全て罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典  
(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の限度を超えている場合は処罰されます。)



○政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

【公職選挙法第199条の2、第249条の2】

- ・香典、祝儀は金銭に限られるのですか？  
▶香典は金銭に限られるので、線香等を持って行くことは罰則をもって禁止されます。祝儀は金銭に限らず物品も含まれます。
- ・会費制でない出版祝賀会に政治家が招待された場合、提供される料理代に見合う実費程度の金銭を相手方(親族ではない選挙区内にある者)に出すことはできますか？  
▶会費制でなければ、一般に債務の履行としてなされるものとは認められないので、罰則をもって禁止されます。
- ・選挙区内において行う純粋な政治講習会で、政治家が昼食時に弁当を出すことはできますか？  
▶弁当を出すことや実費を払うことは罰則をもって禁止されますが、湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の菓子を出しても差し支えありません。
- ・後援会の会長が、選挙区内にある者に対して政治家を名義人とする祝儀を出すことはできますか？  
▶罰則をもって禁止されます。
- ・政治家の親や子どもあるいは配偶者がその経費を負担し自己の名義で寄附をすることはできますか？  
▶差し支えありません。

## ② 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

○政治家に対し寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

【公職選挙法第199条の2、第249条の2】



## ③ 政治家の関係する会社又は団体等が政治家の氏名を表示する方法で寄附することは、禁止されています。

○政治家がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、当該選挙区内にある者に対し、政治家の氏名を表示し又は氏名が類推される方法で寄附すること(政党その他政治団体に対してするものは除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、当該選挙に関する場合には罰則の対象となります。

【公職選挙法第199条の3、第249条の3、第249条の4】





